

会津若松市 水道事業経営戦略（案）

計画期間：令和8年度～令和17年度

会津若松市上下水道局

I 経営戦略の改定

1 経営戦略改定の趣旨（背景）

(1) 現行の経営戦略について

本市水道事業では、平成 28 年 4 月に「会津若松市水道事業ビジョン」を改定し、「安全な水の安定供給でくらしの未来を支え続ける水道～蛇口から 安心とどけ 未来まで～」の基本理念のもと、今後 10 年間の水道事業経営に関する施策目標を定め、水道づくりの指針を示しました。

また、平成 28 年 12 月に水道料金改定に伴う財政計画（以下「投資・財政計画」という。）を作成し、料金改定後の経営状況の見通しを示したところです。

この、「水道事業ビジョン」と「投資・財政計画」を合わせて「経営戦略」と位置づけ、基本理念の実現に向け、各種施策や経営の効率化を図るなど、健全な事業運営に努めてきました。

現行の経営戦略（平成 28 年度～令和 7 年度）が、今年度（令和 7 年度）で終期を迎えることから、令和 8 年度以降の新たな経営戦略の策定が必要となっています。

(2) 「経営戦略」の改定推進

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、P D C A サイクルを通じて質を高めていくため、3 年から 5 年以内の見直しを行うことが重要とされています。

こうした中、国から『「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月 25 日 総務省自治財政局）』が発出され、「今後の人口減少等を加味した料金収入」「減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用」「物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向」などを投資・財政計画に反映させた経営戦略の改定が求められています。

2 位置づけ

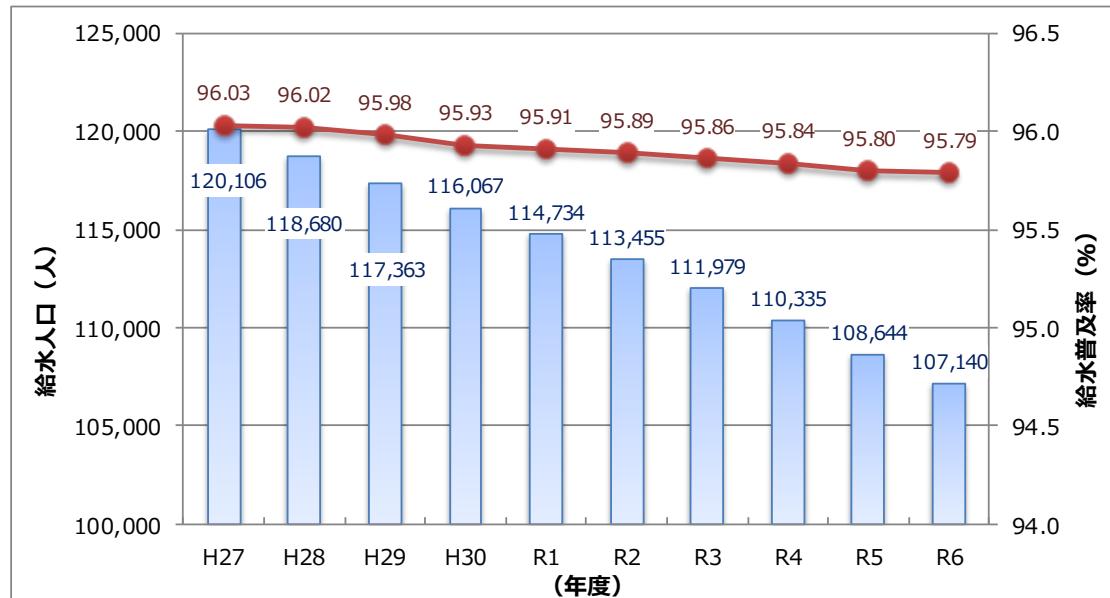
上位計画である「会津若松市水道事業ビジョン」が令和 7 年度に改定されるため、改定後の「会津若松市水道事業ビジョン」と、今回見直しを行った「投資・財政計画」を合わせて、新たな「経営戦略」と位置づけます。

なお、本経営戦略の計画期間は、水道事業ビジョンに合わせ、令和 8 年度から令和 17 年度とします。

II 水道事業ビジョン【一部抜粋】

1 給水状況

過去 10 年間で給水人口は減少傾向にあり、令和 6 年度には約 10.7 万人まで 12,966 人 (10.8 ポイント) 減少しています。水道の給水普及率も平成 27 年度の 96.03% をピークに、緩やかに低下しています。給水量も平成 29 年度をピークに減少しています。



※普及率は給水区域内における普及率

図1 給水人口の推移 (会津若松市と湯川村の合算値)

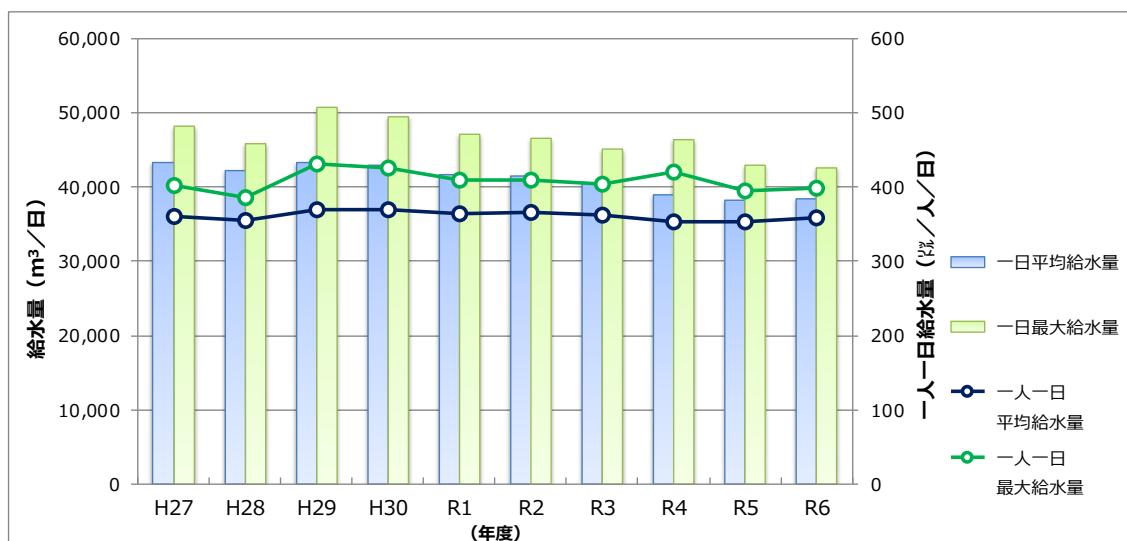


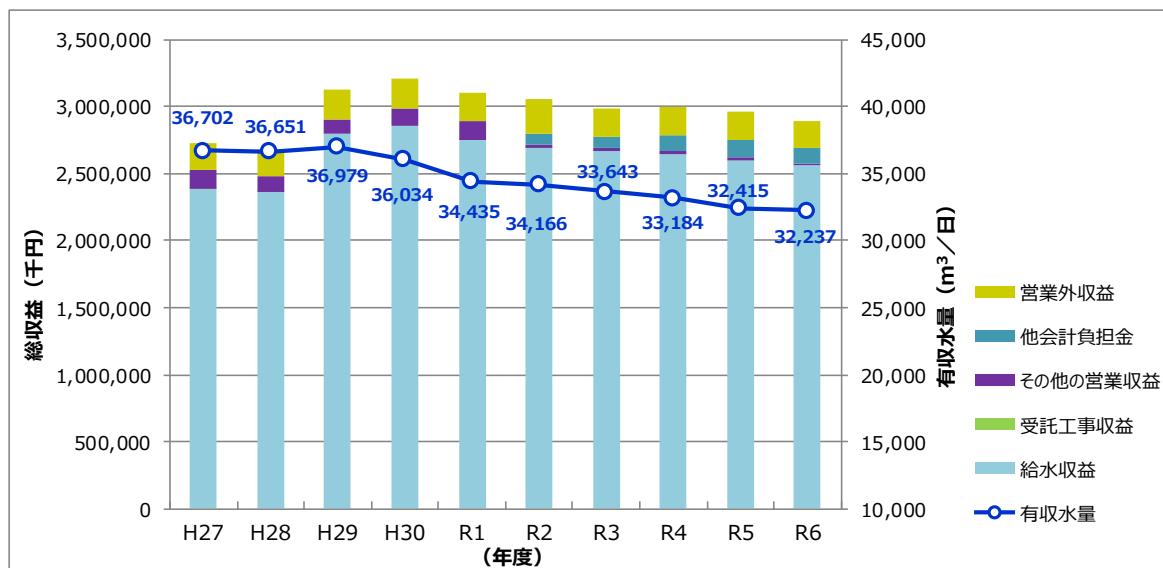
図2 給水量の推移 (会津若松と湯川村の合算値)

2 経営状況

(1) 経営分析

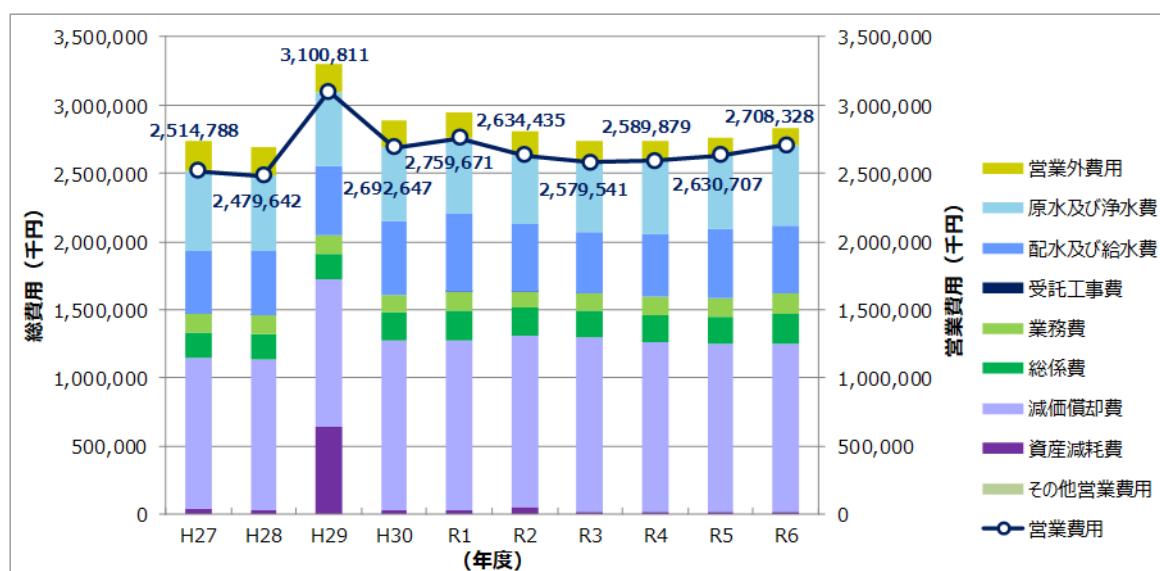
平成 27 年度から令和 6 年度における収益と費用の推移を整理すると、収益については、平成 29 年度をピークに有収水量が減少しましたが、平成 29 年度に料金改定があり、給水収益が増加したものの平成 30 年度をピークに減少しています。

一方、費用に関しては、平成 29 年度の浄水場更新により増加し、その後減少傾向であったものの、令和 4 年度以降は増加傾向で推移しています。



※数字は有収水量を示す。

図3 収益の推移



※数字は営業費用（各費用の合計）を示す。

図4 費用の推移

経営分析における施設の効率性、経営の効率性、財務の状況の3つの視点別の各指標の推移を図5に示します。

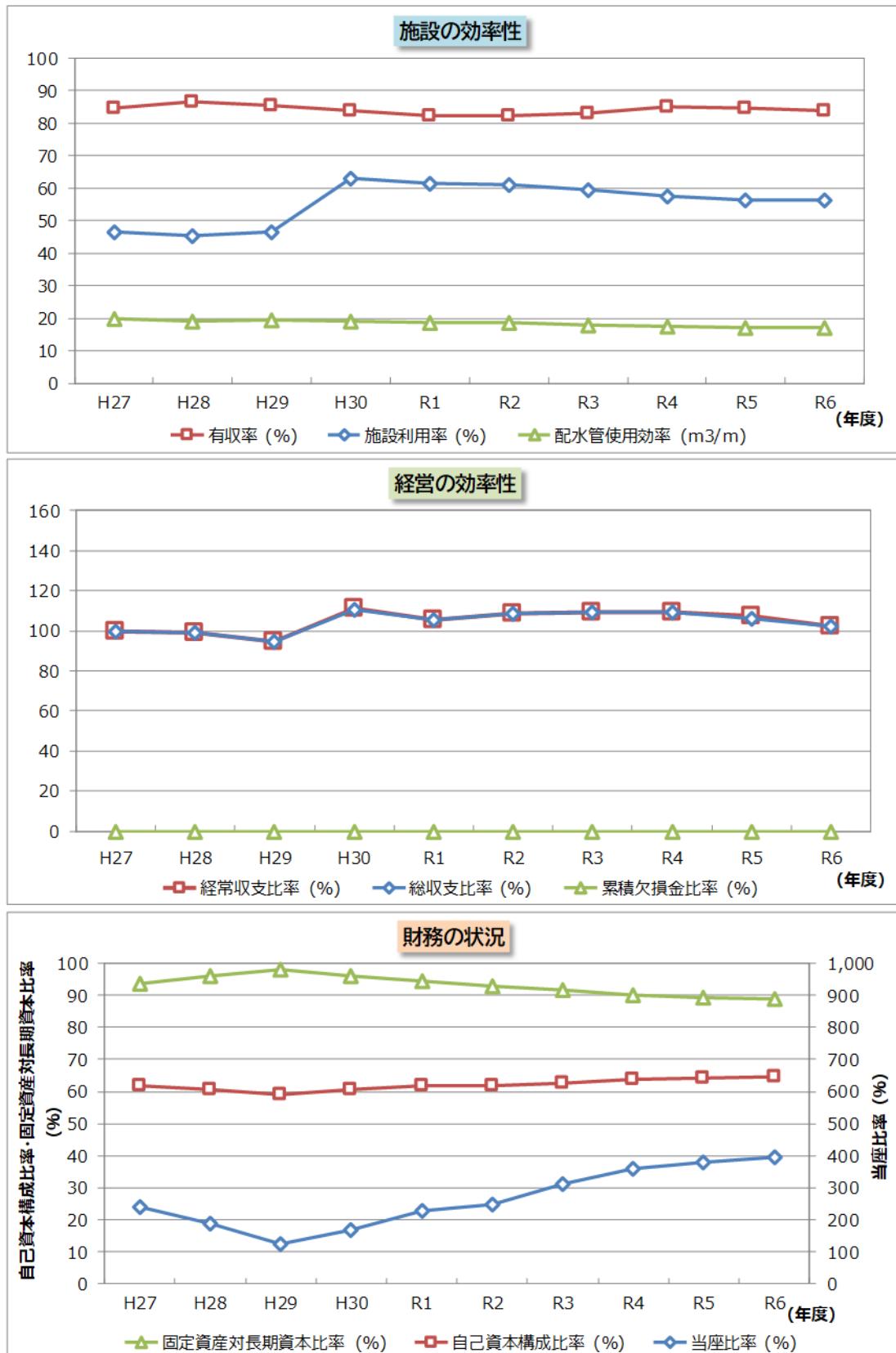


図5 経営分析における各指標の推移

これらの指標から経営状態の分析を行った結果は次のとおりです。

表1 経営状況の分析

項目	望ましい方向	経年的評価	類似規模平均との比較	分析結果
施設の効率性	施設利用率	↑	△	・H30で上昇し、その後は継続して漸減傾向 ・平均水準よりも低い
	有収率	↑	△	・経年に横ばい傾向 ・平均水準よりも低い
	配水管使用効率	↑	△	・経年に漸減傾向 ・平均水準よりも低い
経営の効率性	総収支比率	↑	△	・H30以降は横ばい、R4以降は漸減傾向 ・平均水準よりも低い
	経常収支比率	↑	△	
	累積欠損金比率	↓	—	・経年に欠損金は無し
財務の状況	当座比率	100%以上	○	・H29より継続して増加傾向 ・平均水準よりも高い
	自己資本構成比率	50%以上	○	・経年に漸増傾向 ・平均水準よりも低い
	固定資産対長期資本比率	100%以下	○	・H29をピークに、その後継続して漸減傾向 ・平均水準と同程度

(判例) ○：良い、△：悪い、—：どちらともいえない

※類似規模平均との比較は「決算状況調査（R6）」のデータと比較を行っている。

3つの視点における分析結果から経営状態については以下のことがいえます。

- 施設の効率性については、経年に悪化傾向が見られます。類似規模の水準から見て も、低い状況であるため改善が必要です。
- 経営の効率性の悪化原因は収益性の低下にあります。給水量の減少とともに料金収入が減少し続けている一方で、費用は増加傾向にあるため、さらなる改善が求められ ます。
- 財務の状況については、経年的な評価としては望ましい方向を維持できていますが、 今後の動向を注意深く見守っていく必要があります。

今後も有収水量が減少のまま推移すると、常に供給損失が発生し続ける状況となり、老朽化に伴う水道施設・管路の更新や耐震化などの事業を遂行するためには、経営努力のみでは限界があり、水の安定給水が立ち行かなくなることも想定されます。

このような状況を回避し、安定給水を継続していくための方策として、現状の経営努力を継続するとともに、事業計画・財政計画との調和を図りながら、適正な水道料金の見直しについても検討することが必要となります。

(2) 水道料金

水道事業は、その運営にかかる経費が独立採算制を原則として水道料金によりまかなわれており、令和6年度では図6のとおり収入の88%が給水収益となっています。

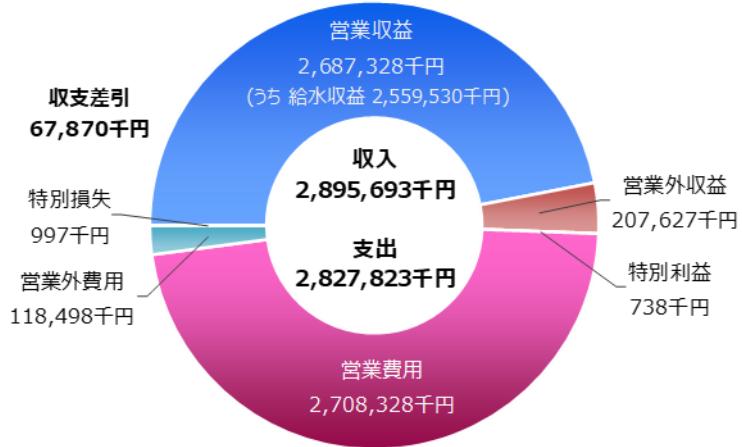
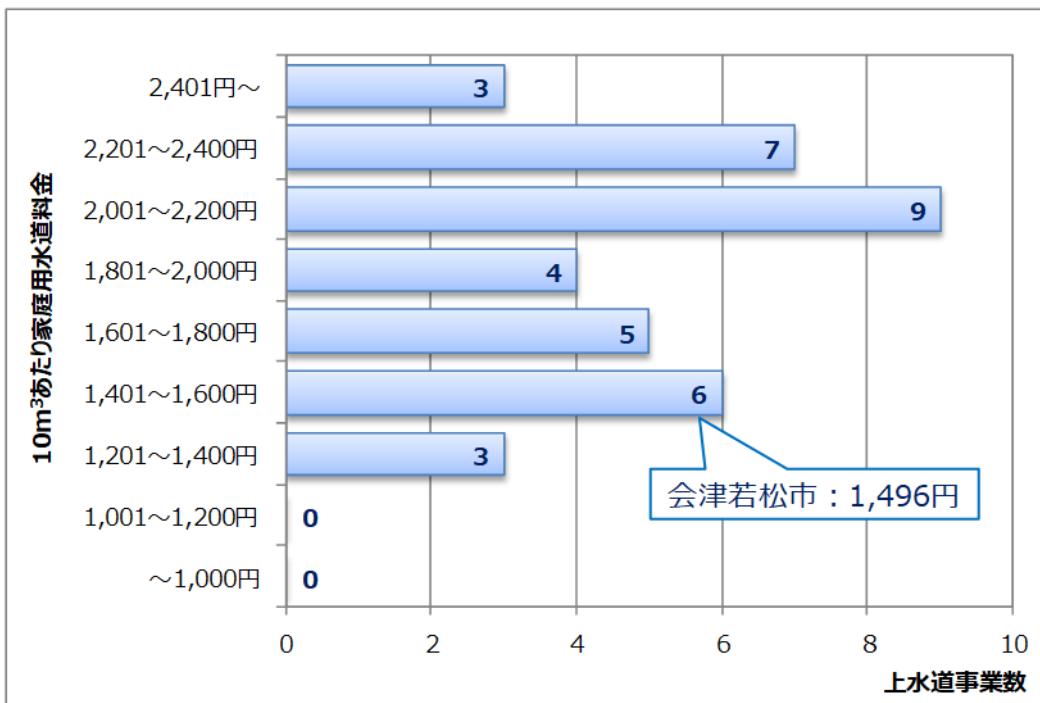


図6 運営活動に係る収支（令和6年度値）

本市の水道料金（口径 13 mm、1ヶ月）は 10m³あたり 1,496 円で、20m³あたり 3,652 円です。福島県内の上水道事業と比較すると低い水準で、県内 37 上水道事業のうち料金の低い方から 9 番目となっています。

なお、福島県の上水道全体の平均は、10m³あたり 1,952 円。20m³あたり 3,763 円となっています。



出典：福島県の水道（令和4年度）

図7 水道料金の分布

3 水需給の見通し

(1) 人口の将来見通し

本市の人口は、少子化傾向から減少傾向が継続することが見込まれ、令和17年度には現在よりも約1割程度減少すると見込まれます。水道普及率が上昇したとしても、給水人口は現状よりも減少し、94,722人程度になると推計されました。

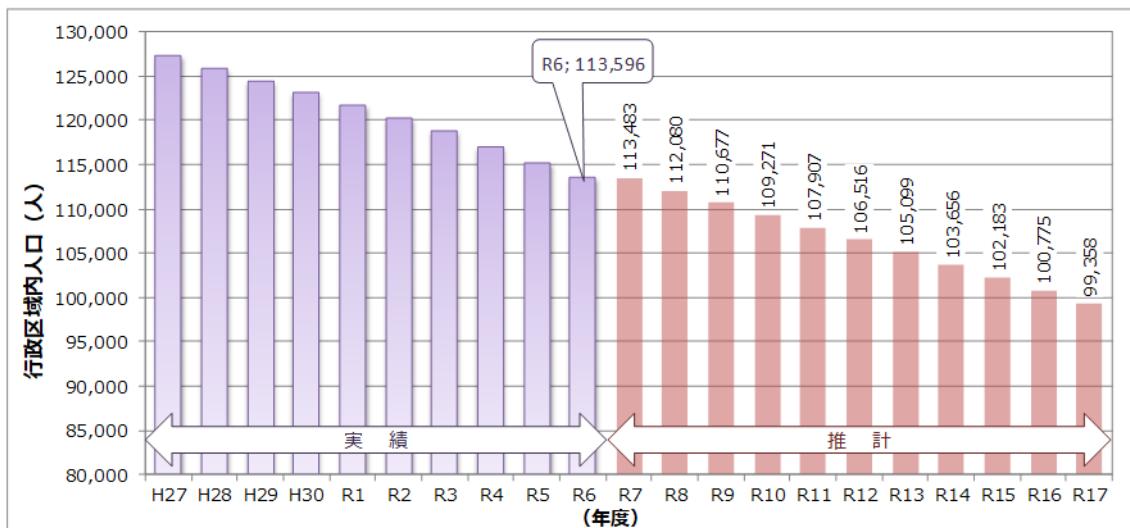
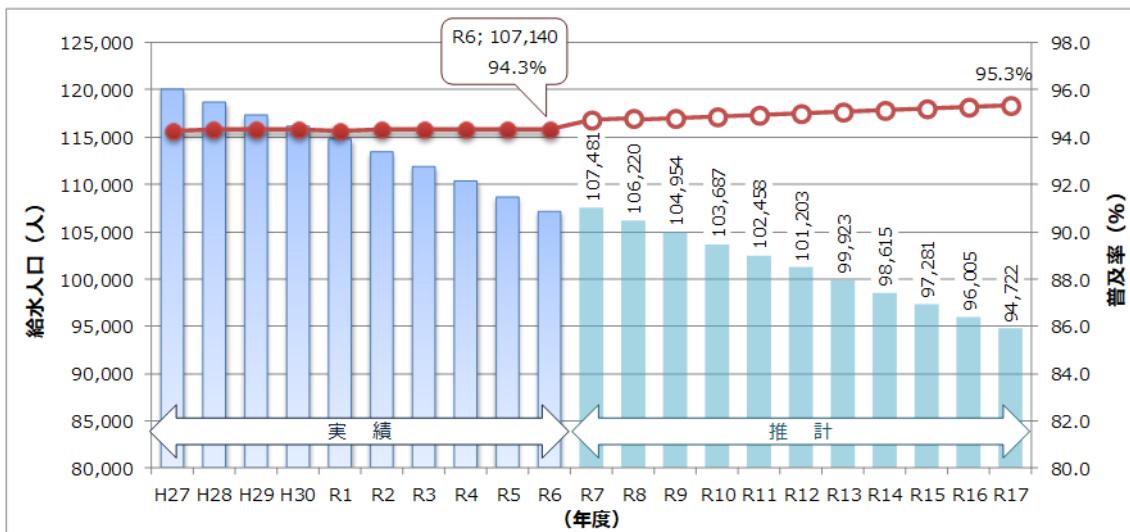


図8 行政区域内人口の見通し（会津若松市と湯川村の合算値）



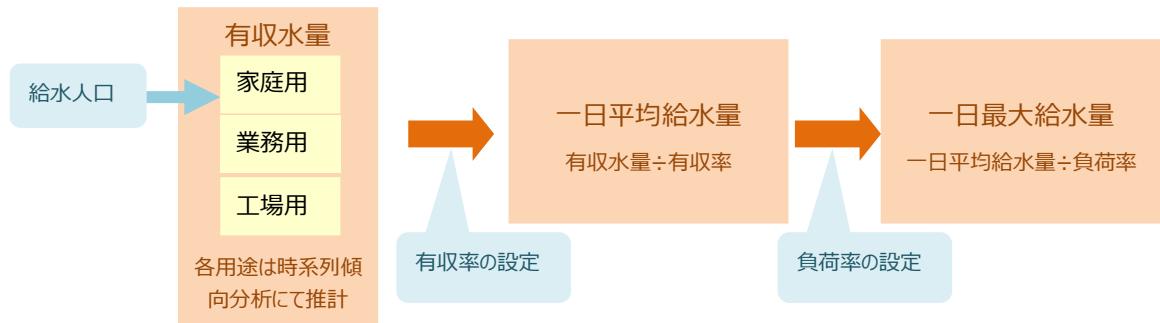
※普及率は行政区域内人口における普及率

図9 給水人口と普及率の見通し（会津若松市と湯川村の合算値）

(2) 納水量の将来見通し

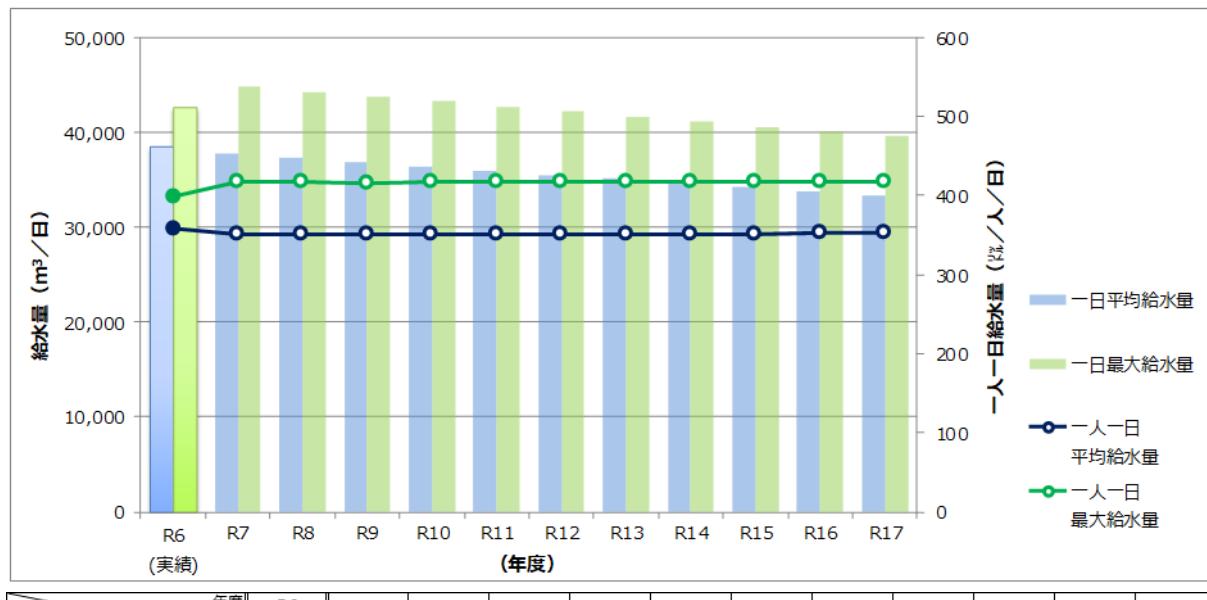
納水量は、会津若松市と湯川村に分けて、有収水量の用途別（家庭用、業務用、工場用）に推計しました。推計方法は過去の実績をもとにした時系列傾向分析を用い、有収率や負荷率等は実績値から設定しました。

その結果、本市の一日最大納水量は、給水人口の減少に伴い、現状よりも約7%程度減少すると見込まれ、令和17年度には39,558m³/日になるものと推計されました。



※会津若松市（会津若松地区、北会津地区、河東上水道地区、強清水地区）と湯川村の地区別に推計

図 10 納水量の推計方法



項目	年度	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
一日平均給水量 (m ³ /日)		38,452	37,705	37,254	36,806	36,401	35,964	35,525	35,079	34,631	34,177	33,781	33,308
一日最大給水量 (m ³ /日)		42,601	44,780	44,245	43,713	43,232	42,713	42,191	41,662	41,129	40,590	40,120	39,558
一人一日 平均給水量 (L/人/日)		359	351	351	351	351	351	351	351	351	351	352	352
一人一日 最大給水量 (L/人/日)		398	417	417	416	417	417	417	417	417	417	418	418

図 11 納水量と一人一日給水量の見通し（会津若松市と湯川村の合算値）

4 基本理念

新水道事業ビジョンでは、本市の第7次長期総合計画で示されているまちづくりのコンセプトや、次期総合計画に盛り込まれる基本政策を実現するため、「安全な水の安定供給でくらしの未来を支え続ける水道」を基本理念とし、その実現に向け各種施策を推進していきます。

また、会津若松市水道事業の目指すべき将来像として、水道法の精神である「清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることをあるべき姿とし、現行ビジョンの基本方針である、「安全」、「強靭」、「持続」の3つの方針を踏襲し、施策を推進していきます。

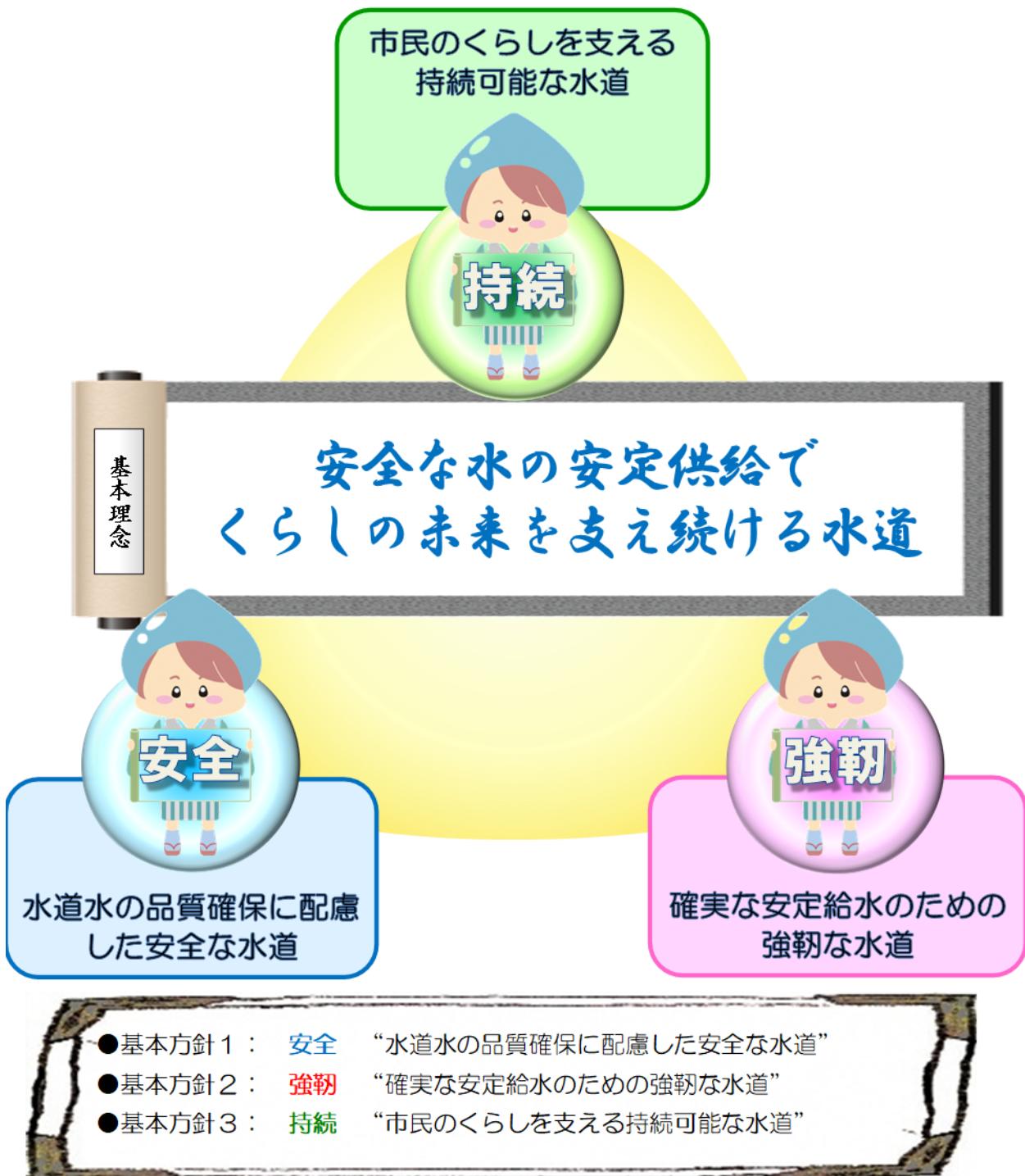


図12 新水道事業ビジョンにおける基本方針

5 基本方針

(1) 基本方針1：安全 “水道水の品質確保に配慮した安全な水道”

水源から蛇口（給水栓）までの水質管理を徹底するため、水道水源の確保と環境保護に努め、水質管理体制をさらに充実させ、安全でおいしい水道水を供給します。

また、多様化する利用者ニーズに応えるために、安全な水道水の安定供給や貯水槽水道の衛生管理などの給水サービス向上を図ります。

さらに、水道経営全般の情報については、市のホームページ等を活用した情報公開の推進を図ることにより透明性を高め、市民との信頼関係を堅持して開かれた水道行政の実現を目指します。



安全

水道水の品質確保に配慮した安全な水道

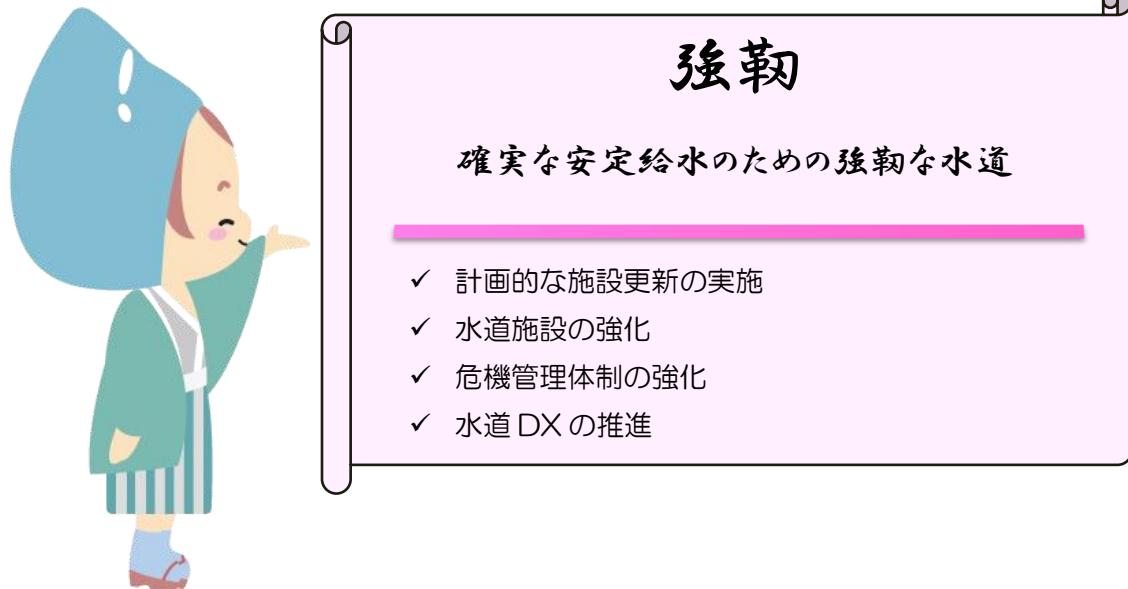
- ✓ 水道水源の確保と環境保護
- ✓ 水質管理の徹底
- ✓ 給水サービスの向上
- ✓ 開かれた水道行政の実現

(2) 基本方針2：強靭 “確実な安定給水のための強靭な水道”

本市の水道施設総合整備計画について見直しを行い、それに基づき、施設や管路の計画的な更新・整備を実施します。

また、東日本大震災等の経験を活かし、ハードウェア面（水道施設の耐震化等）とソフトウェア面（災害時における復旧体制の強化等）の両面について水道事業の災害対策を講じ、水道水を確実に給水できる安定的で強靭な水道を目指します。

さらにデジタル技術の導入や水道ビッグデータの活用による水道DXの導入を推進し、利用者サービスの向上や水道事業の最適化を目指します。



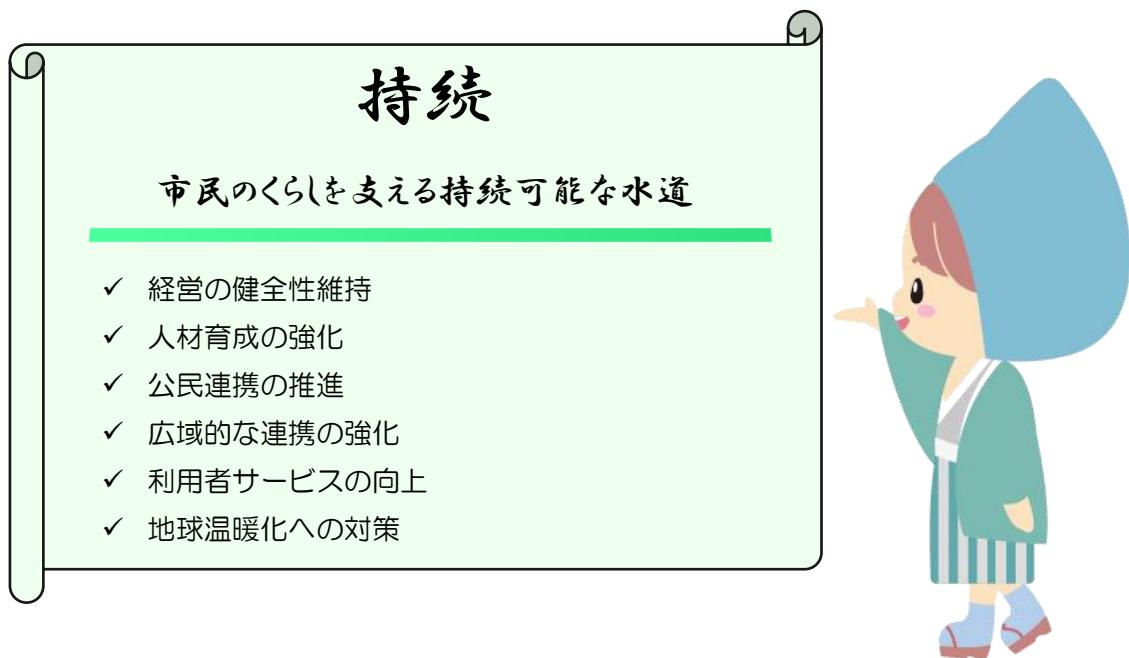
(3) 基本方針3：持続 “市民のくらしを支える持続可能な水道”

将来に向けて、市民が安心して水道サービスの提供を受け続けることができる環境をつくるため、経営のさらなる健全化を目指し、アセットマネジメントによる更新需要の把握を行い、これに対応する財源確保を検討した上で適正な水道料金となるよう見直しを実施します。

また、これまでの会津若松水道DXの取組推進に加えて、デジタル技術導入による水道DX人材の育成に注力しながら職員研修・自己研鑽による人材育成、技術力の確保に努めます。

国の上下水道DX施策に基づく水道事業の基盤強化策により、水道事業においても水道GX実現の検討や省エネ・再エネの推進を行い、持続可能性社会（SDGs）に向けた取り組みを推進します。

さらに、公民連携や広域的な連携を強化し、PPP/PFI導入の検討などに取り組み、市民のくらしを支え続ける持続可能な水道を目指します。



6 施策の体系

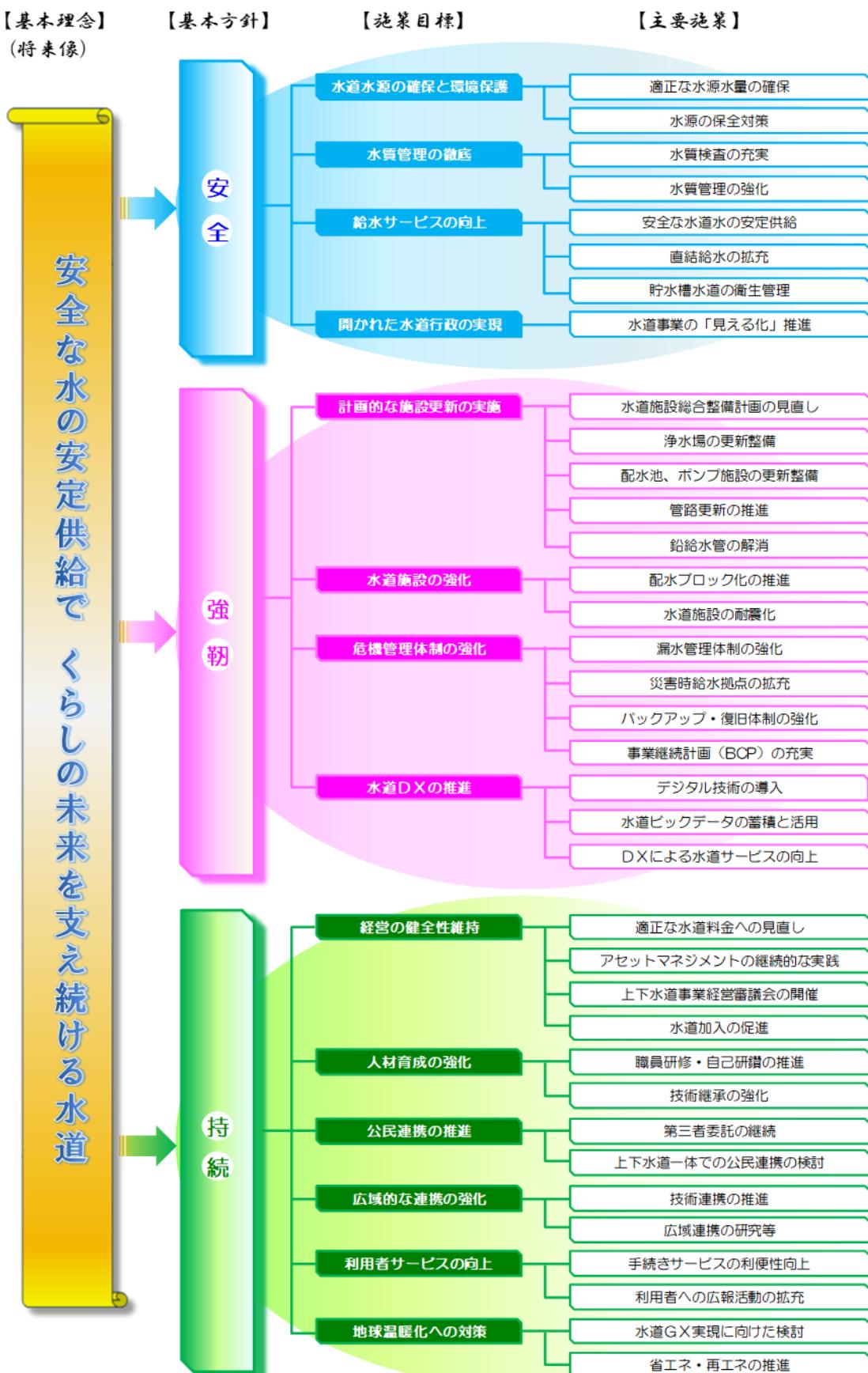


図 13 新水道事業ビジョン施策体系図

III 投資・財政計画

1 収支の見通し

(1) 収益的収支

収益的収支の見通しは、図 14 のとおりです。

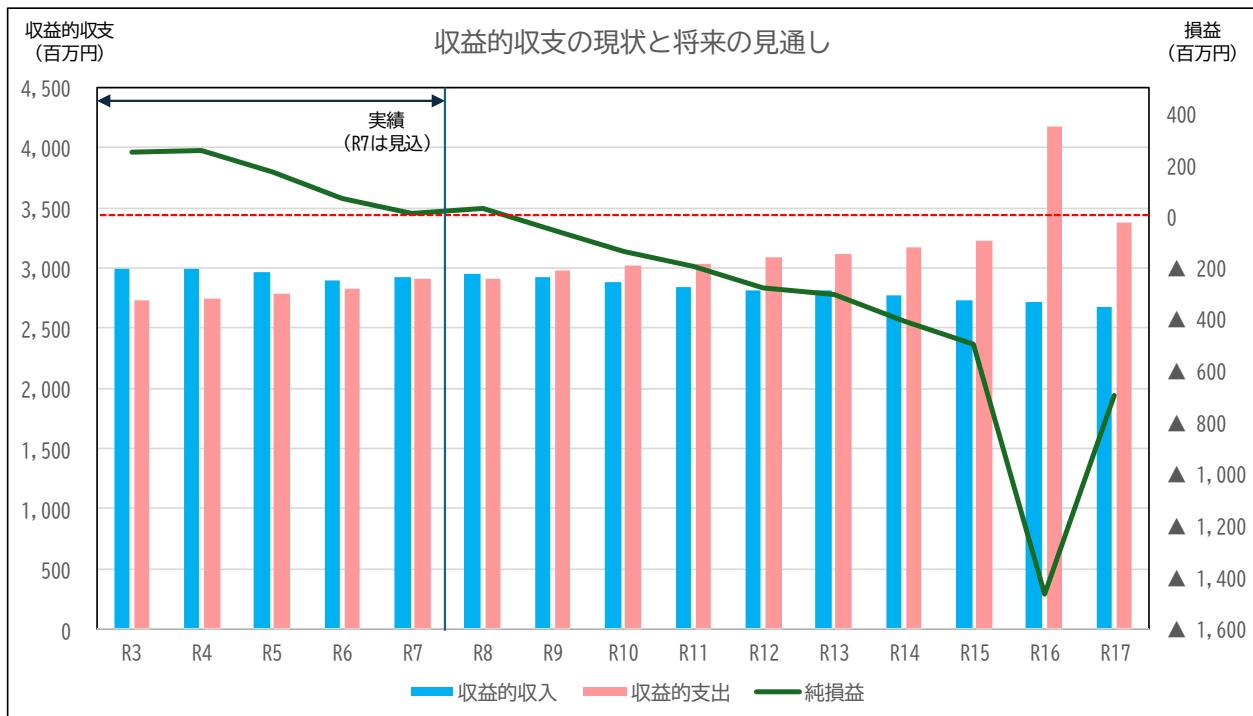


図14 収益的収支の現状と将来見通し

収益的収支では、計画期間である令和 8 年度と令和 17 年度の見込額を比較すると、人口減少による給水収益の減少などにより収入全体は 2 億 6,500 万円程度減少し、一方で、労務単価や物価の上昇などにより支出全体は 4 億 6,300 万円程度増加する見込みとなっています。

これにより、純利益については 10 年間で 7 億 2,800 万円程度減少する見込みであり、令和 9 年度からは純損失（赤字）が生じ、令和 11 年度には、前年度からの繰越利益剰余金で当年度の赤字を補填しきれず、欠損金が生じる見込みとなっています。

このため、令和 9 年度以降の収支均衡を図るために、より一層の経費節減や水道料金水準の見直しによる収益の確保に努めていく必要があります。

なお、令和 16 年度については、東山浄水場更新事業に伴う資産の一括除却を見込んでおり、一時的に費用が増加し赤字額が大きくなっています。

各項目の設定条件については、次のとおりです。

① 納水収益

令和3年3月に策定した「水道わかつ施設整備アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)における有収水量の推計値(令和6年度補正)を用いて算出しています。

納水収益は、納水人口の減少などに伴う有収水量の減少により今後も減少していくものと見込んでおり、令和8年度に25億6,726万円見込まれる料金収入が、令和17年度には23億4,724万円(▲8.6%)となる見通しです。

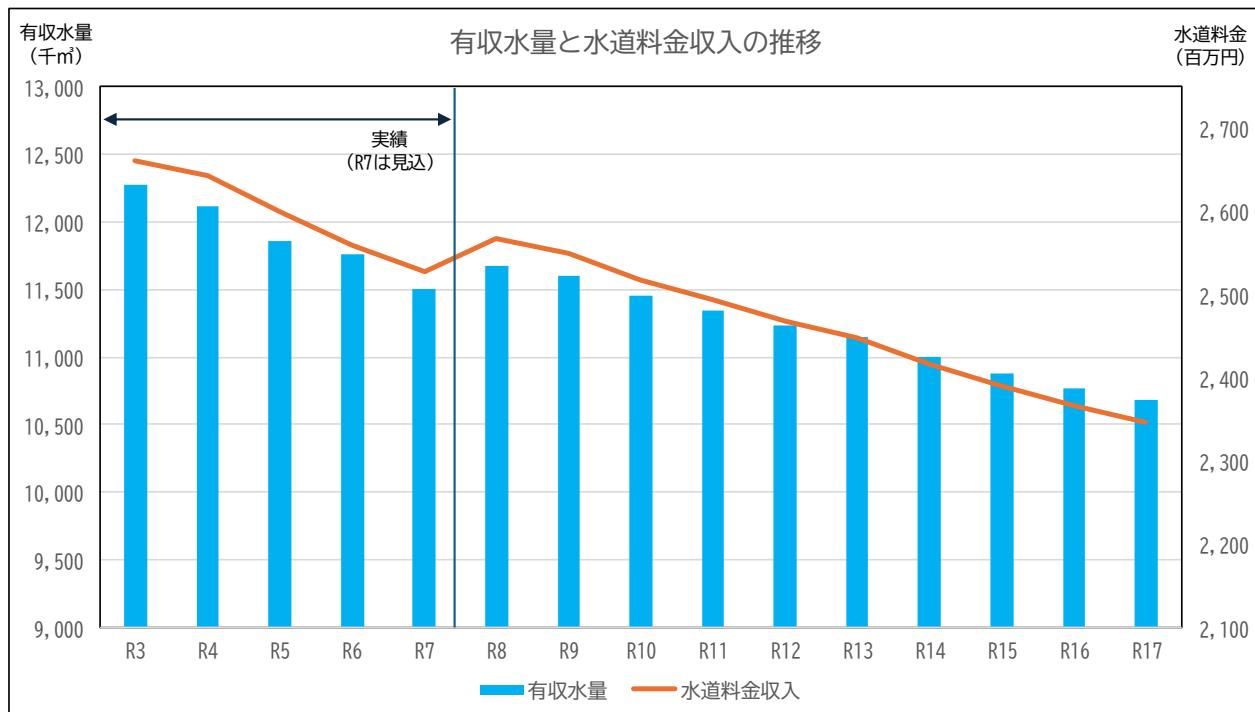


図15 有収水量と水道料金収入の推移

② 長期前受金戻入

令和6年度末の予定戻入額に令和7年度以降の資産の取得に係る戻入見込額を反映し算出しています。

③ 上記①②以外の収入

事業費用または、令和7年度当初予算計上額を基に算出しています。また、一部、年度によって増減の大きな項目については、過去3年間の実績を基に算出しています。

④ 人件費

期間中は、現在の人員を維持するものとし、令和7年1月1日現在と同数としています。費用については、令和7年度当初予算計上額を基準とし、厚生労働省「労働統計調査」等による人件費の上昇を見込んだ金額を計上しています。

※労働統計調査とは…

雇用、給与及び労働時間について、全国的変動を明らかにすることを目的とした調査で、統計法に基づいて、国の重要な統計調査である基幹統計調査として実施されている。

⑤ 修繕費

修繕計画に基づいた大規模修繕が必要な施設を計上するとともに、緊急修繕に係る費用を一定額確保するものとして算出しています。

なお、令和8年度から令和11年度において、一部修繕工事の財源として、修繕引当金（令和6年度末残高：約1億2,000万円）の取崩しを見込んでいます。

⑥ 委託料

浄水場運転管理等業務委託や送配水施設維持管理等業務委託などの第三者委託をはじめとし、現行の委託方式を基本として、今後の労務単価や物価の上昇（当初予算の伸び率等）を踏まえた費用を見込んで算出しています。

⑦ 受水費

大戸配水区再編事業に伴う増加分を見込んだ会津若松地方広域市町村圏整備組合からの受水予定量を基に、令和8年度から予定されている用水料金改定を反映して算出しています。

⑧ 減価償却費

令和6年度末の予定償却額に令和7年度以降の資産の取得や廃棄による償却額増減見込みを反映し算出しています。

⑨ 支払利息

令和6年度末予定償還額に、令和7年度以降の企業債新規発行見込額に対して5年据置・25年元金均等償還・利率2.7%（令和7年度「会津若松市中期財政見通し」を参考）で算出した額を加算して算出しています。

⑩ 上記④～⑨以外の支出

令和7年度当初予算計上額を基本として、隔年で発生する費用や特定の年度に発生が見込まれる費用について調整を加え算出しています。

(2) 資本的収支

資本的収支の見通しは、図 16 のとおりです。

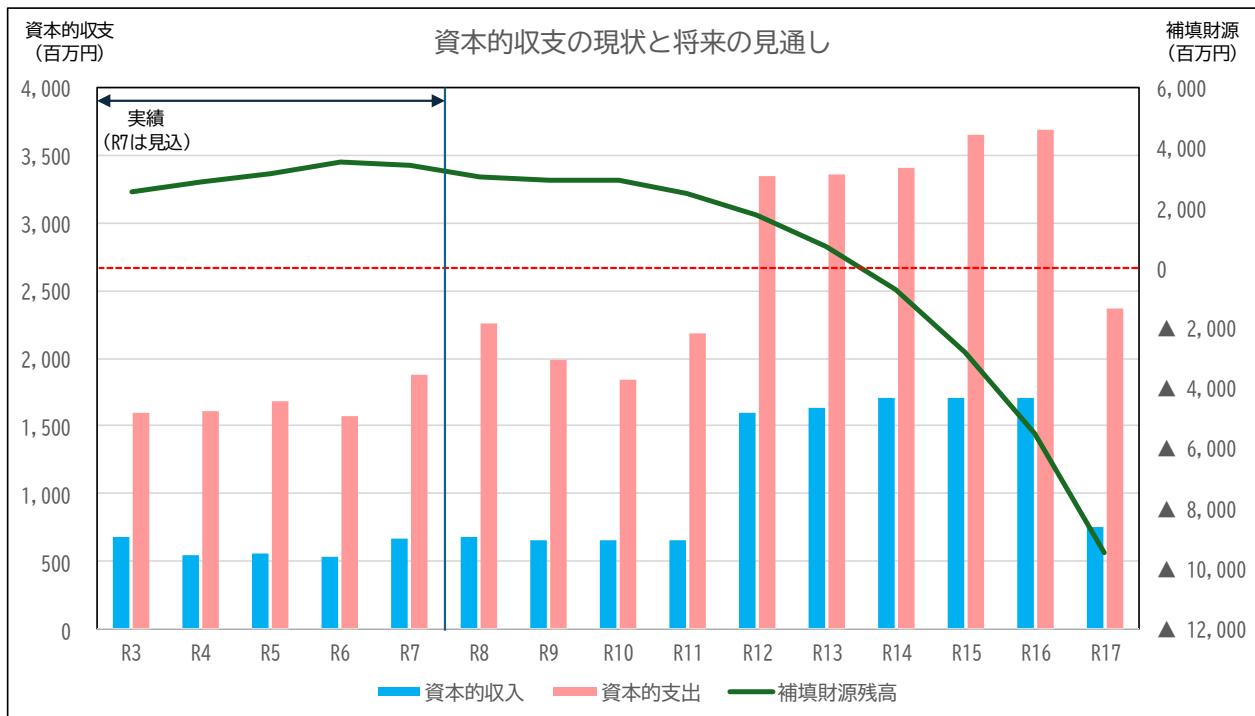


図16 資本的収支の現状と将来見通し

資本的収支では、計画期間である令和8年度以降、収入、支出とともにほぼ横ばいで推移していくと見込んでいますが、令和12年度から令和16年度までは東山浄水場の更新に伴い、収入は企業債の借入により、支出は建設費用により、大幅に増加する見込みとなっています。

資本的収支は、基本的に収入に比べ支出が多くなりますが、この不足額については、損益勘定留保資金や過去の利益処分による減債積立金などの補填財源により補填します。図16のとおり、令和8年度における補填財源残高は30億4,500万円程度と見込んでおり、令和13年度までは不足額を補填できますが、収益的収支の純損失(赤字)により利益処分による減債積立金などへの新たな積立ができないことや大戸配水区再編事業、東山浄水場更新等による支出額の増加などにより、令和14年度からは補填財源がマイナスになる見通しであるため、水道料金水準の見直しによる収益の確保を図るとともに、水需要に見合った施設の統廃合やダウンサイジングなどによる費用の抑制に努めていく必要があります。

各項目の設定条件については、次のとおりです。

① 企業債

企業債残高の低減を図る取組みとして、借入額は、起債対象となる建設改良費から、補助金等の特定財源を控除した事業費を基に、企業債償還金以下となるよう算出していますが、令和12年度からは東山浄水場の更新に伴う借入により、企業債残高が増加する見込みです。

② 出資金

機構改革に伴う駐車場整備事業のために借り入れた企業債や統合前の湯川村簡易水道事業債に係る他会計からの繰出金については、企業債元金の償還計画を基に、公営企業繰出基準等を用いて算出しています。

③ 補助金

老朽管更新事業、重要給水施設配水管整備事業、大戸配水区再編事業における国庫補助金等を計上しました。東山浄水場更新事業にも国庫補助金の活用を想定していますが、対象となる高度浄水処理施設の事業費が確定していないため計上していません。

④ 上記①～③以外の収入

事業費用を基に、過去の実績等を踏まえて算出しています。

⑤ 建設改良費

アクションプランの事業計画を基に、策定後に変更となった部分を反映して算出しています。

主な内容は、大戸配水区再編事業、東山浄水場更新事業、老朽管更新事業、重要給水施設配水管整備事業、災害時給水拠点整備事業などで、期間中の全体事業費は 224 億 3,800 万円程度を見込んでいます。

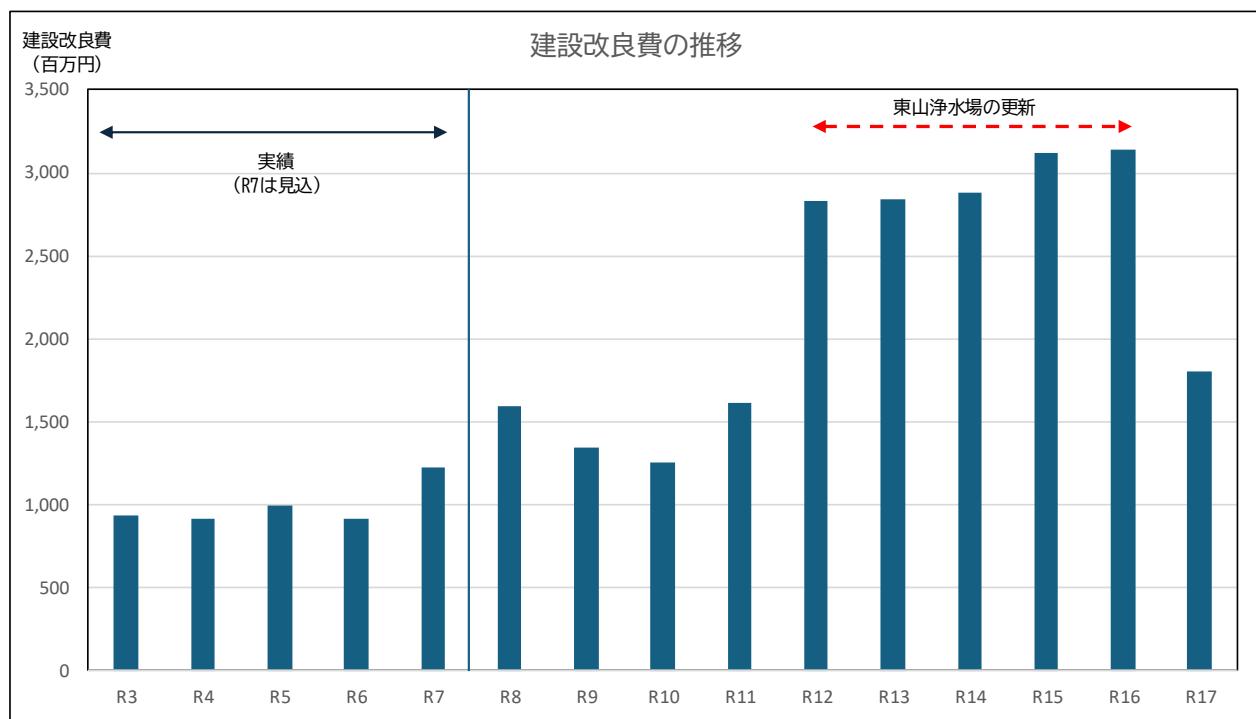


図17 建設改良費の推移

⑥ 企業債償還金

令和 6 年度末予定償還額に、令和 7 年度以降の企業債新規発行見込額に対して 5 年据置・25 年元金均等償還で算出した額を加算して算出しています。

(3) 投資・財政計画

巻末資料「投資・財政計画」のとおり

2 効率化・経営健全化の取組み

(1) 施設の適正化、効率的な施設の更新

大戸配水区再編事業や東山浄水場更新事業においては、給水人口の減少を踏まえた水需要予測と施設の現状分析に基づいた施設の統廃合・ダウンサイ징等による施設の適正化を進め、更新費用やその後の維持管理経費の縮減を図っていきます。また、配水管等の更新においては、デジタル技術を活用した管路診断に基づく更新管路の絞り込み等による効率的な施設の更新等に取り組み、設備投資や維持管理経費の縮減を図っていきます。

(2) 水道料金の改定

投資・財政計画では、令和9年度から純損失が生じる見込みとなっていることから、市民生活や事業活動に必要不可欠なライフラインである水道を、将来にわたって持続可能な事業としていくため、経費の節減に加え、収支見通しを踏まえた水道料金水準の見直しを行っていきます。その際には、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」を参考に、基本水量の見直しも含めた現行の料金体系のあり方についても検討していきます。

(3) 広域連携

人口減少や施設の老朽化、技術職員の不足などの課題に対し、安定的かつ持続可能な水道経営を確保するためには、事業体間の連携・協力を通じて、広域的な視点から効率化と経営基盤の強化を図ることが重要となります。

このため本市では、会津若松地方広域市町村圏整備組合等との技術連携基本協定に基づき、相互支援や人材育成などの技術連携を継続的かつ計画的に推進し、将来にわたる広域的な連携体制の強化を図っていきます。

(4) 公民連携

本市（公）と民間企業（民）がそれぞれの強みを活かして事業を推進する「公民連携」は、重要な経営手法であり、民間のノウハウや資金、マネジメント力を積極的に活用することで、効率的かつ持続可能な事業運営体制を構築し、長期的な経営安定を図ることを目的としています。

これにより、本市水道事業においては、水道法第24条の3に基づく包括的業務委託（第三者委託）体制を継続的に活用し、その実効性を高めるとともに、将来的なウォーターPPP（長期契約による維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式）の導入を見据えた、新たな公民連携手法の導入検討などにより、維持管理の安定性向上と経営効率化を進めています。

IV 経営戦略の事後検証

経営戦略の推進にあたっては、目標の達成状況を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直し等に反映させていく必要があります。

進捗管理（モニタリング）は、毎年度、計画（Plan）、実施（Do）、検証及び評価（Check）、改善及び見直し（Action）の一連のP D C Aサイクルにより行います。

また、5年を目途に見直しを実施し、特に目標として設定する事後検証指標について、達成状況を検証及び評価し、改善策の実施や計画の見直しを行います。

なお、社会情勢など水道事業を取り巻く環境に大きな変化がある場合や、水道料金の改定について具体的な改定時期や改定率等が明らかになった場合には、隨時見直しを行うこととします。

事後検証指標

施策目標	業務指標	現状 (R6)	目標 (R17)
経営の健全性維持	経常収支比率	102.41%	100%以上
	料金回収率	96.89%	100%以上
	有収率	83.83%	90.00%
計画的な施設更新の実施	管路更新率	0.34%	0.62%

※ 今後のスケジュール

令和7年11月20日	副部長会議
11月21日	上下水道事業経営審議会
11月25日	序議
12月中旬	建設委員会協議会
令和8年1月初旬	
～2月初旬	パブリックコメント
3月中旬	改定後の経営戦略の公表

資料

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算 見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本的収入	1. 企 業 債	439,800	540,200	501,100	510,800	501,500	501,500	1,441,500	1,489,300	1,616,400	1,616,400	1,616,400	666,200	
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金	5,225	14,242	3,698	3,745	3,792	3,841	3,890	3,698	3,492	2,891	2,382	820	
	3. 他 会 計 補 助 金	9,828	29,924	69,750	69,750	69,750	69,750	69,750	69,750	24,000	24,000	24,000	24,000	
	4. 他 会 計 負 担 金	6,995	2,090	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金	65,508	78,312	97,127	69,438	69,438	69,438	69,438	59,160	59,160	59,160	59,160	59,160	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金		33											
	8. 工 事 負 担 金													
	9. そ の 他													
収入計	(A)	527,356	664,801	677,675	659,733	650,480	650,529	1,590,578	1,627,908	1,709,052	1,708,451	1,707,942	756,180	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	3,641											
資本的支出	純計 (A)-(B) (C)	523,715	664,801	677,675	659,733	650,480	650,529	1,590,578	1,627,908	1,709,052	1,708,451	1,707,942	756,180	
	1. 建 設 改 良 費	918,615	1,224,257	1,594,603	1,345,767	1,253,068	1,614,415	2,833,482	2,840,835	2,885,080	3,124,989	3,139,153	1,806,945	
	うち職員給与費	66,647	84,462	85,961	87,506	89,098	90,005	90,926	91,861	92,809	93,770	94,746	95,738	
	2. 企 業 債 償 戻 金	648,465	650,823	658,196	644,823	591,000	570,069	513,248	511,153	515,557	531,469	545,477	555,481	
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
	5. そ の 他													
	計 (D)	1,567,080	1,875,080	2,252,799	1,990,590	1,844,068	2,184,484	3,346,730	3,351,988	3,400,637	3,656,458	3,684,630	2,362,426	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	(E)	1,043,365	1,210,279	1,575,124	1,330,857	1,193,588	1,533,955	1,756,152	1,724,080	1,691,585	1,948,007	1,976,688	1,606,246
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	953,876	1,116,554	1,445,831	1,221,668	1,092,826	1,400,343	1,077,134	443,965	40,374	△ 1,136,547	△ 3,799,953	△ 8,021,844
補 填 財 源 不 足 額	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							434,581	1,034,076	700,045				
	3. 繰 越 工 事 資 金	12,050												
	4. そ の 他	77,439	93,725	129,293	109,189	100,762	133,612	244,436	246,039	254,220	276,030	277,318	156,208	
	計 (F)	1,043,365	1,210,279	1,575,124	1,330,857	1,193,588	1,533,955	1,756,152	1,724,080	994,639	△ 860,517	△ 3,522,635	△ 7,865,636	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)								0	0	696,946	2,808,524	5,499,323	9,471,882	
他会計借入金残高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)		10,196,080	10,085,457	9,928,361	9,794,338	9,704,838	9,636,269	10,564,521	11,542,668	12,643,511	13,728,442	14,799,365	14,910,084	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算 見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	37,641	51,789	51,789	51,789	51,788	51,788	51,788	51,788	51,787	51,787	51,787	51,787	51,786
	うち基準内繰入金	37,637	51,786	51,786	51,786	51,786	51,786	51,786	51,786	51,786	51,786	51,786	51,786
	うち基準外繰入金	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1
資本的収支分	5,768	14,720	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	6,000
	うち基準内繰入金	4,568	13,520	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	うち基準外繰入金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
合 計		43,409	66,509	58,989	58,989	58,988	58,988	58,988	58,987	58,987	58,987	58,987	57,786

経営比較分析表（令和5年度決算）

福島県 金津若松市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A3	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	64.19	94.30	3,652	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
112,445	382.97	293.61
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
108,644	137.11	792.39

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】令和5年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- 経常収支比率は、100%を上回っているものの、今後も有収水量の減少が見込まれることから、収益の確保と経費削減に努めていく必要がある。
- 流動比率は上昇傾向にあり、類似団体と同程度の水準となっている。今後も浄水場更新設備のため借入した企業債の償還を予定しており、引き続き財政基盤の強化に取り組んでいく必要がある。
- 企業債残高対給水収益比率は、企業債の新規発行額を元金償還額以下に抑える取り組みを行っており、企業債の残高は減少しているものの、給水収益の減少により指数が横ばいとなっている。
- 料金回収率は、100%を上回っているものの、経常費用の増加等による給水原価の上昇により指数が減少している。
- 給水原価は、費用の増加及び有収水量の減少により指数が上昇している。類似団体と比較して高い水準にある。
- 施設利用率は、平成30年度に浄水場のダウンサイジングを行ったことにより大きく改善したが、人口減少等による配水量の減少とともに減少傾向にある。
- 有効率は、創設当時から使用している老朽管の計画的更新に加え、AIを用いた管路更新の優先順位付けやIoTを用いた漏水調査などの取り組みの継続により、前年度と同水準となった。今後も有効率の向上に向け、引き続き計画的な管路の更新、漏水の早期発見・早期修理に取り組んでいく。

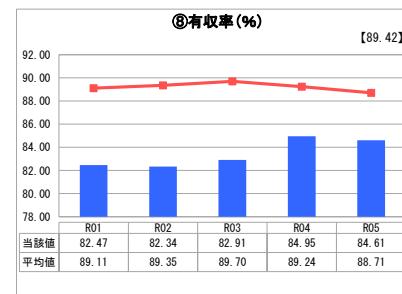
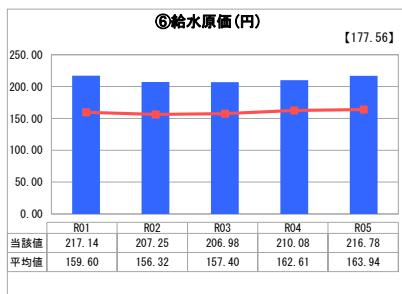
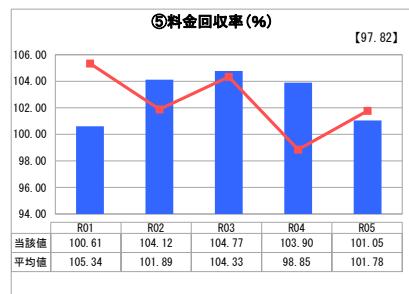
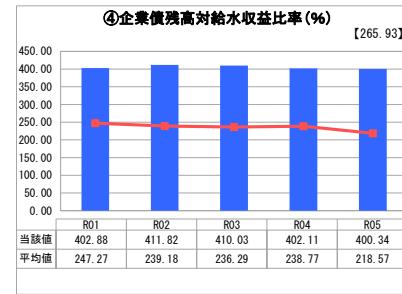
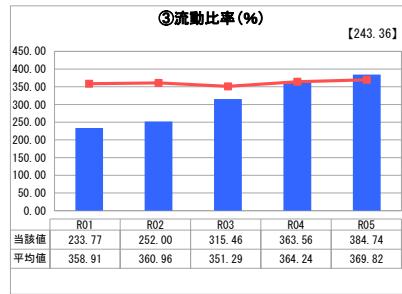
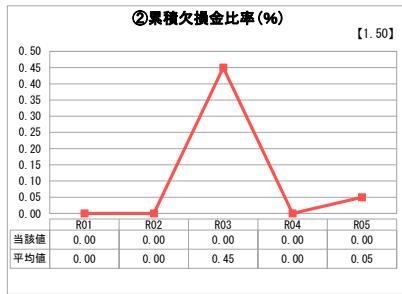
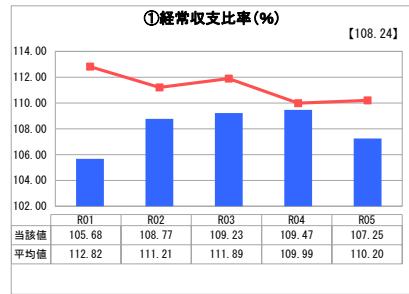
2. 老朽化の状況について

- 有形固定資産減価償却率は、滝沢浄水場の更新により類似団体と比較して低い水準で推移していたが、滝沢浄水場以外の浄水場や管路の老朽化が進んでおり、類似団体と同程度の水準まで上昇している。
- 管路年化率及び管路更新率は、計画的老朽管の更新を進めているが、類似団体と比較して低い水準にある。今後、法定年数に達する管路の増加を見込んでおり、アセットマネジメントの手法やIoT、AIを活用した施設の更新について取り組みを進める。

全体総括

平成29年度の料金改定により、平成30年度から利益の確保は図られたものの、給水人口の減少や節水型機器の普及、さらにはエネルギー価格の高騰や物価上昇の影響により厳しい経営環境にある。そのため、経営の健全性・効率性を図ることが重要であり、さらなる有効率の向上を目指し、引き続き計画的な管路の更新、漏水の早期発見・早期修理に努めていく。また、給水人口の減少や施設の老朽化が課題となる中で、水道施設を適切に管理していくためには、限られた財源で効率的に施設更新を進めていかなければならない。今後は、工事施工品質の向上や漏水の早期発見・早期修理に効率的な運用に向け、IoT等を活用した取組みを推進していくとともに、施設更新に併せて廃棄やダウンサイジングについても検討を進めていく。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況

